

協会けんぽ Times

12月号

職場の皆様で回覧をお願いします

令和3年度 医療費のお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様に対しご自身の治療等にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お届けしています。

令和3年度は、以下の日程で事業所様あてにお送りします。

発送
時期

令和4年1月下旬から2月上旬

記載
期間令和2年10月から
令和3年9月診療分

ご注意ください

保険証の記号・番号に変更があった場合や再雇用等で保険証が切り替わった場合については、変更(切替え)前分の「医療費のお知らせ」は発行されません。
変更(切替え)前分の「医療費のお知らせ」が必要な場合は【医療費のお知らせ依頼書】を加入者様ご自身でご提出いただくことにより発行いたします。

依頼書は
こちら

「医療費のお知らせ」を確定申告に使用される皆様へ

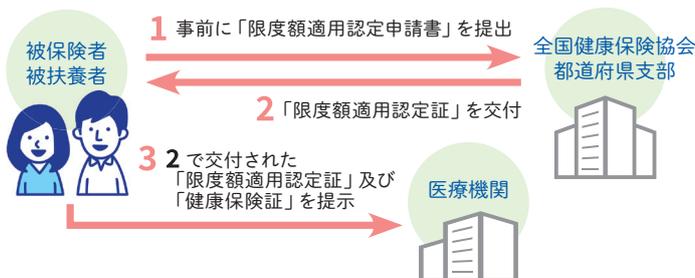
「医療費のお知らせ」に記載されていない診療分につきましては、お手元の領収書に基づきご申告ください。

確定申告に関しては国税庁ホームページ又はお近くの税務署にご確認ください。

医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」をご利用ください。

入院するときや高額な外来診療を受けるときに「限度額適用認定証」を「健康保険証」と併せて医療機関等の窓口へ提示すれば、窓口負担額を一定の自己負担限度額までに抑えられます。

限度額適用認定証申請から利用の流れ



限度額適用認定証は「70歳未満の方」及び「70歳以上75歳未満で被保険者の標準報酬月額が28万円以上83万円未満の方」がご利用になれます。

●発行まで1週間程度かかります。

入院等で高額な医療費が見込まれる場合はお早めにご申請ください。

退職後にあたっては
保険証回収をお願いします。

被保険者様が退職した場合は、扶養家族様分も含め資格喪失届に保険証を必ず添付してください。



協会けんぽの生活習慣病予防健診を 利用されていない事業主の皆様へ

事業者健診結果データ（40歳から74歳の方）の提供をお願いします

協会けんぽに加入している40歳から74歳の被保険者様で、事業者健診*を受診された方の健診結果データの提供をお願いします。

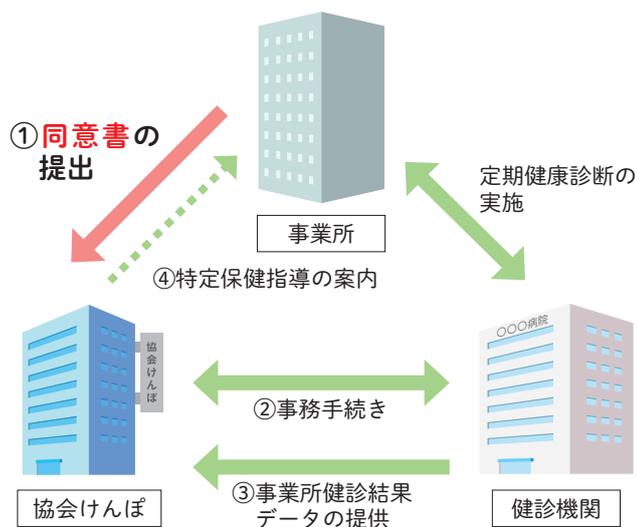
（協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方のデータはご提供いただく必要はありません。）

※事業者健診とは、労働安全衛生法に基づいて会社が従業員に行う定期健康診断のことです。

Q データ提供までの流れは？

A 協会けんぽへ「事業者健診結果データの提供に関する同意書」の提出をお願いいたします。（下図参照）

※受診された健診機関より事業所健診結果データの提供が困難な場合は、事業所様から直接健診結果（紙）のコピーの提供をお願いする場合があります。



【新たな提供方法について】

事業所様と健診機関との健診契約の際、「健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する」旨を含んだ契約を交わすことにより事業者健診結果の提供を行えます。

Q 健診結果を提供することに メリットはあるの？

A 健診結果から生活習慣の改善が必要と判定された方は、**保健師・管理栄養士による特定保健指導を無料**でご利用いただけます。

さらに

協会けんぽの健診受診率に加算されます。平成30年度から導入されたインセンティブ制度では、健診の受診率が高いほど、東京支部の保険料率を引き下げる方向に働きます。

事業者健診を受診していても健診結果を提供していないとインセンティブ制度では「健診未受診」とみなされてしまいます。



Q 個人情報保護法の 問題はないの？

A 事業者健診結果データを協会けんぽへ提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条で義務付けられています。**事業主の皆様が責任を問われることはありません。**

同意書のダウンロード・事業者健診結果データの提供についての詳細はホームページをご覧ください。

協会けんぽ 東京

検索

40歳から74歳の
事業者健診結果データ
の提供をお願いします

こちらのバナーからアクセスしてください

